



県章

# 山形県公報

平成26年10月10日（金）

第2587号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1094
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（市 町 村 課）… 同
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例施行規則……………（子育て支援課）… 同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する  
規則……………（ 同 ）…1100

### 訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）…1101

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………（税 政 課）…1109
- 有害図書類の指定……………（若者支援・男女共同参画課）… 同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1110
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…1111
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…1112
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 種畜証明書の交付の通報……………（畜産振興課）…1113
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1115
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1116
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）… 同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…1117
- 一般競争入札の公告……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………（都市計画課）…1119
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1120

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第55号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2号ニ中「及び」を「、父子及び」に改める。

第34条第1号タ中「及び」を「、父子福祉資金及び」に改め、同条第7号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号リ中「及び」を「、父子福祉資金及び」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第56号

#### 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「、第31条の6第1項から第3項まで又は第32条第1項及び第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第57号

#### 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（学級の編制）

第3条 条例第4条第1項の学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

（職員）

第4条 条例第5条第1項ただし書の規定により専任の助保育教諭又は講師をもって同項の保育教諭等に代える場合は、その助保育教諭又は講師の数は、幼保連携型認定こども園の学級の数の3分の1を超えてはならない。

2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教

論の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する職員をいう。）の数は、次に掲げる数の合計数（園長が専任でない場合は、原則として、当該合計数に1を加えた数）とする。ただし、当該職員の数は、園児が幼保連携型認定こども園を利用する時間内においては、2を下回ってはならない。

- (1) 満1歳未満の園児おおむね3人につき1以上
- (2) 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1以上
- (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1以上。ただし、当該園児で編制する学級の数を下回ってはならないものとする。
- (4) 満4歳以上の園児おおむね30人につき1以上。ただし、当該園児で編制する学級の数を下回ってはならないものとする。

3 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員  
(園舎及び園庭)

第5条 条例第6条第1項の園舎（以下「園舎」という。）及び同項の園庭（以下「園庭」という。）は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

2 園舎は、原則として、2階建て又は平屋建てとする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- (2) 満3歳未満の園児の数に応じ、条例第7条第3項の規定により算定した面積

4 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

ロ  $3.3$ 平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

- (2)  $3.3$ 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積  
(園舎に備えるべき設備)

第6条 条例第7条第1項第3号の保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、幼保連携型認定こども園の学級の数を下回ってはならない。

2 条例第7条第1項の乳児室若しくはほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この条において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。）第28条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす場合にあっては、保育室等を2階に設けることができる。

3 第5条第2項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第14条において読み替えて準用

する児童福祉施設基準規則第28条第2項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項の規定により、保育室等を3階以上の階に設ける場合においては、当該保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

第7条 条例第7条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条において読み替えて準用する児童福祉施設基準規則第29条に規定する方法により行う場合

(2) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20未満の場合

2 前項第1号の場合において、幼保連携型認定こども園は、同号に規定する食事の提供について、同号に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 第1項第2号の場合において、幼保連携型認定こども園は、園児に対し、同号に規定する方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第8条 条例第7条第1項第8号の飲料水用設備は、同号の手洗用設備及び同号の足洗用設備と区別して備えなければならない。

第9条 幼保連携型認定こども園は、園舎に次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行う期間及び時間について、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、原則として、1日につき8時間とすること。

2 前項第3号に規定する教育及び保育の時間は、幼保連携型認定こども園の所在する地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第11条 幼保連携型認定こども園は、園児の心身の状況により、当該園児が履修することが困難な教科について、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援)

第12条 幼保連携型認定こども園は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、前項に規定する事業の実施にあたっては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第13条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設基準規則の準用)

第14条 児童福祉施設基準規則第3条（第4項ただし書を除く。）、第7条第2項及び第3項、第28条第2項、第29条（後段を除く。）並びに第33条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次

の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	入所している者	保育を必要とする子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。）に該当する園児（同法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）
	条例第10条	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第7条第4項
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第3条第2項及び第3項	入所している者	園児
第3条第5項	児童の	園児の
第7条第2項	条例第17条	幼保連携型認定こども園基準条例第9条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第17条
第28条第2項	条例第33条第1項第6号	幼保連携型認定こども園基準条例第9条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第33条第1項第6号
	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第28条第2項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第28条第2項第2号	施設又は設備	設備
第28条第2項第3号	施設及び設備	設備
第28条第2項第6号	乳幼児	園児

第29条	第3条第1項	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）第14条において読み替えて準用する第3条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第33条	保育所の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）

附 則

（施行期日）

- この規則は、条例の施行の日から施行する。  
（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
- この規則の施行の日から起算して5年間は、第4条第2項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（次項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の職員の数については、なお従前の例によることができる。
- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第5条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。  
（幼保連携型認定こども園の職員の数に係る特例）
- この規則の施行の日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。  
（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
- 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（条例附則第3項に規定する幼稚園をいう。以下この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条第4項及び第6条第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第4項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上
学級数	面積												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル												
学級数	面積												
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル												
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル												
	ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積												

第6条第2項	第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。）第28条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
--------	---	------------------------

6 改正法の施行の日の前日において現に保育所（適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条第3項及び第4項並びに第6条第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第3項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="419 725 887 954"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、条例第7条第3項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル							
第5条第4項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="419 1144 887 1373"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学級数	面積							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル							
第6条第2項	第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。）第28条第2項第1号、第2号及び第6号	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。）第28条第2項第1号並びに第14条において読み替えて準用する同規則第28条第2項第2号及び第6号						

7 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の場所において当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第5条第4項第1号の面積以上のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。

(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第58号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第26条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第33条を削り、第32条を第33条とし、第28条から第31条までを1条ずつ繰り下げ、第27条第2項第2号の表中

建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

を

- 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

に改め、同条を第28条とし、第5章中同条の

前に次の1条を加える。

(運営規程)

第27条 条例第15条第2項の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容



- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

第34条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第34条 保育所は、その行う法第39条に規定する業務の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、その行う法第39条に規定する業務の質について、定期的に外部の者による評価を受け、及びその結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

附則第3項中「第29条」を「第30条」に改める。

附則第9項から第14項までを削る。

**附 則**

この規則は、山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年10月県条例第86号）の施行の日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第17号**

中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令**

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2子育て推進部の項子ども家庭課の項母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。の項を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関すること。		1 第13条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関すること。	
--------------------------	--	---	--

		2 第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求に関すること。	
--	--	--	--

別表第3 保健福祉環境部の項福祉課の項母子及び寡婦福祉法に関すること。の項、母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。の項及び山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関すること。の項を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。		1 第13条、第31条の6第1項から第3項まで並びに第32条第1項及び第2項の規定による貸付けの決定に関すること。	
		2 第14条（第31条の6第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの決定に関すること。	
		3 第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置に関すること。	
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関すること。		1 第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定による据置期間の延長に関すること。	1 第11条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の交付の停止及び減額に関すること。

	<p>2 第15条第1項第3号（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による収益の用途外使用の承認に関すること。</p>	<p>2 第12条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関すること。</p>
	<p>3 第17条ただし書（第18条第2項（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）、第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の免除に関すること。</p>	
	<p>4 第19条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予に関すること。</p>	
<p>山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に関すること。</p>	<p>1 第4条の2（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付決定の取消し等に関すること。</p>	<p>1 第5条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による借用書の受理に関すること。</p>

		2 第6条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		3 第7条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による保証人の変更の承認に関すること。
		4 第8条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		5 第8条の2（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付期間の延長の承認に関すること。
		6 第10条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止及び減額に関すること。

		7 第12条の2 (第16条の4 第1項及び第 18条第1項に おいて準用す る場合を含 む。)の規定 による繰上償 還申出書の受 理等に関する こと。
		8 第16条(第 16条の4第1 項及び第18条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による償 還方法の変更 の承認に関す ること。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項母子及び寡婦福祉法に関すること。の項、母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。の項及び山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関すること。の項を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。		1 第13条、第31条の6第1項から第3項まで並びに第32条第1項及び第2項の規定による貸付けの決定に関すること。
		2 第14条(第31条の6第4項及び第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの決定に関すること。

		<p>3 第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置に関すること。</p>	
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関する こと。</p>		<p>1 第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定による据置期間の延長に関すること。</p>	<p>1 第11条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の交付の停止及び減額に関する こと。</p>
		<p>2 第15条第1項第3号（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による収益の用途外使用の承認に関する こと。</p>	<p>2 第12条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関する こと。</p>
		<p>3 第17条ただし書（第18条第2項（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）、第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の免除に関する こと。</p>	

		<p>4 第19条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予に関すること。</p>	
<p>山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に関すること。</p>		<p>1 第4条の2（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付決定の取消し等に関すること。</p>	<p>1 第5条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による借用書の受理に関すること。</p>
			<p>2 第6条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。</p>
			<p>3 第7条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による保証人の変更の承認に関すること。</p>
			<p>4 第8条（第16条の4第1項及び第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。</p>

			5 第8条の2 （第16条の4 第1項及び第 18条第1項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 による貸付期 間の延長の承 認に関するこ と。
			6 第10条（第 16条の4第1 項及び第18条 第1項におい て準用する場 合を含む。） の規定による 貸付けの停止 及び減額に関 すること。
			7 第12条の2 （第16条の4 第1項及び第 18条第1項に おいて準用す る場合を含 む。）の規定 による繰上償 還申出書の受 理等に関する こと。
			8 第16条（第 16条の4第1 項及び第18条 第1項におい て準用する場 合を含む。） の規定による 償還方法の変 更の承認に関 すること。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。



## 告 示

### 山形県告示第868号

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社國井油店	國井 志朗	寒河江市幸町2番12号	平成26年6月30日

### 山形県告示第869号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
549	本当にあったHな体験教えます	50448-61	(株)リイド社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
550	月刊劇漫スペシャル10月号	13545-10	(株)竹書房	
551	艶肌マニアックス	57632-96	(株)竹書房	
552	知られざるオフィスラブ フラチな深夜残業の実態	57631-60	(株)竹書房	
553	コミックアンソリウム 018	06440-10	(株)ジーオーティー	
554	コミックアムール10月号	03801-10	(株)マガジン・マガジン	
555	微熱SUPERーデラックス2014年10月号	07689-10	セブン新社	
556	君の眼鏡に欲情する。	57633-06	(株)竹書房	
557	感じる♥JKエッチな秘メゴト	58812-55	ロングランドジェイ備	
558	毒妻クラブ①	57632-05	(株)竹書房	
559	縄	50043-58	(株)少年画報社	
560	淫村の祭	58812-87	(株)ジーウォーク	

561	実話時代10月号	15277-10	(株)メディアボーイ	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
562	月刊実話ドキュメント10月号	15115-10	マイウェイ出版(株)	
563	実話ナックルズSPECIAL	68513-05	ミリオン出版(株)	
564	実話ナックルズ増刊 VOL. 9 レベル9	68513-08	ミリオン出版(株)	
565	実話時報ゴールデン10月号	05167-10	(株)竹書房	

**山形県告示第870号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
酒田市 酒田市本町二丁目2番45号	酒田はまなし学園 酒田市住吉町10番24号	保育所等訪問支援	平成26. 9. 30

**山形県告示第871号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社和み	デイサービスなごみの牧曽根 酒田市牧曽根字宮ノ越92番3	通 所 介 護	平成26. 9. 26
株式会社和み	訪問介護なごみの 酒田市牧曽根字宮ノ越92番3	訪 問 介 護	同

**山形県告示第872号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社和み	デイサービスなごみの牧曽根 酒田市牧曽根字宮ノ越92番3	介護予防通所介護	平成26. 9. 26
株式会社和み	訪問介護なごみの 酒田市牧曽根字宮ノ越92番3	介護予防訪問介護	同

**山形県告示第873号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマみらい さんのう町薬局	鶴岡市山王町4番2	平成26. 9. 1

**山形県告示第874号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションベにばな	山形市七日町一丁目3番26号	平成26. 9. 1

**山形県告示第875号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 の 効 力 発 生 年 月 日
鈴 木 歯 科	寒河江市元町三丁目5番23号	平成26. 9. 4

**山形県告示第876号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
フラワーだいのめ	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	山形市大野目三丁目2番17号	平成25. 10. 1

さがえ西村山農業協同組合	通 所 介 護 介護予防通所介護	寒河江市大字寒河江字久保2番地	同 11. 5
梅津医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	長井市大町2番27号	平成26. 1. 1
前田クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	山形市末広町15番8号	同 4. 1
協立ケアプランセンターきずな	居 宅 介 護 支 援	鶴岡市日枝字海老島159番1号	同 5. 1
久遠の湯デイサービス	通 所 介 護 介護予防通所介護	天童市鎌田一丁目1番11号	同 6.30

### 山形県告示第877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
居宅介護支援事業所訪問看護ステーションやまがた  
山形市松栄一丁目5番63号
- 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市松栄一丁目5番45号	山形市松栄一丁目5番63号	平成26. 9. 1

### 山形県告示第878号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 施 術 機 関 の 名 称	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
五 島 接 骨 院	山形市肴町6番56号	平成22. 8. 31
ま る た か 接 骨 院	天童市久野本四丁目8番18号	平成24. 3. 31
太 田 接 骨 院	天童市大字貫津2376番地3	平成25. 5. 31
セラピーハウス大内	東置賜郡高畠町大字福沢289番地1	平成26. 6. 15

加 嶋 鍼 灸 療 院	山形市七日町四丁目 2 番27号	同 6.30
小 出 接 骨 院	米沢市大町二丁目 1 番53号	同
後 藤 整 骨 院	上山市石崎二丁目 1 番36号	同

山形県告示第879号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 8 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称 (氏名)
11017120040	牛	黒毛和種	糸 落 合 (全和黒13434)	東置賜郡高畠町 大字二井宿4947	齋藤 勝
11220040340	牛	黒毛和種	平 忠 勝 (全和黒原4451)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11201501303	牛	黒毛和種	景 勝 21 (全和黒原4673)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10828200897	牛	黒毛和種	貴 福 久 (全和黒原5186)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840727259	牛	黒毛和種	美 福 三 郎 (全和黒原5551)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11271604744	牛	黒毛和種	勝 安 平 22 (全和黒14854)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840805261	牛	黒毛和種	安 秀 武 (全和黒原5577)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11380809306	牛	黒毛和種	武 久 (全和12子山形黒 1380809306)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803557	牛	黒毛和種	幸 花 久 (全和黒14991)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803915	牛	黒毛和種	神 安 平 (全和黒14992)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11415411504	牛	黒毛和種	福 福 照 (全和13子山形黒 1415411504)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
31206010016	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ ランド 11-110-9868 (日豚L種L L06 -Y500513)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31206010017	豚	大ヨーク シャー種	トミチク ゼン ノー ダブル 38915-112890 1-5790 (日豚W種WW06 -Y039842)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31406010001	豚	大ヨーク シャー種	シズ ゼンノー ヤマガタ 4 0003 (日豚W種WW06 -A000011)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010001	豚	デュロック 種	フジロック 610 -071303 (日豚D種DD22 -Y041296)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010020	豚	デュロック 種	フジ シモフリ デー 41296- 82422 1-3897 (日豚D種DD06 -Y042801)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010012	豚	デュロック 種	フジ シモフリ デー 41296- 82422 2-3911 (日豚D種DD06 -Y043158)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010013	豚	デュロック 種	フジ シモフリ デー 41296- 82819 1-3919 (日豚D種DD06 -Y043159)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31306010004	豚	デュロック 種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 3 0003 (日豚D種DD06 -A000003)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31306010005	豚	デュロック 種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000005)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31406010002	豚	デュロック 種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 3 0001 (日豚D種DD06 -A000024)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010015	豚	ヨーク シャー種	ハンサム ファー デル ショーナ イ 11-2-2 (日豚Y種YY06 -Y500002)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31406010003	豚	ヨーク シャー種	ニュートン ハン サム ヤマガタ 6 0003 (日豚Y種Y Y06 -A000027)	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010009	豚	バーク シャー種	オカ15 キプリン 101 イワチクシ 371 (日豚B種B B03 -Y014315)	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31206010011	豚	バーク シャー種	キプリン アンバ サダー ショー ナイ 11-102- 1563 (日豚B種B B06 -Y014555)	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31306010001	豚	バーク シャー種	ピーターラッド アンバサダー 2 ヤマガタ 4 - 1565 (日豚B種B B06 -Y014678)	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
11040954551	牛	黒毛和種	波 紋 昌 (全和黒13249)	東田川郡三川町 猪子甲82- 1	佐藤 正寿
21406010004	馬	日本ミニ チュアホー ス種	ブラックスモール (日馬繁 06S 00001)	酒田市浜中宇船 付場32-55	佐藤 光良

**山形県告示第880号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄河川事務所管内赤川流域 寒河江川流域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年9月30日から平成27年2月13日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ 地図情報レベル1000 地図情報レベル500（一部））

**山形県告示第881号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年11月1日から平成27年3月31日まで

- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

#### 山形県告示第882号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市（一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年8月29日から同年11月21日まで
- 3 作業の種類  
基準点測量 水準測量

#### 山形県告示第883号

次の開発行為は、完了した。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年8月11日 指令村総建第192号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市温泉町二丁目4267番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市温泉町二丁目5番3-5号  
社会福祉法人たいよう福祉会

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人地域密着ケアセンターみなも
  - (2) 代表者の氏名  
池田 俊明
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市本町4番2号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、山形県地域において、今後必要不可欠である「介護予防」を充実させ、要介護者を増やさない「高齢者が在宅で暮らし続けることが出来るよう支援する仕組みの構築」を確立し、住み慣れた地域で生活を維持することが出来るよう、行政及び各地域と連携した地域包括ケアシステムを目指す。又、団体及び個人に対して、支援を中心に連携・研修・交流を図り、地域社会の熟成に寄与することを目的とする。



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ゆきやなぎ
  - (2) 代表者の氏名  
大類 トミコ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市青柳町31番14号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は障害者に対して住居とケアサービスを提供するグループホーム事業、また介護者が不都合な時など障害者を短期間入居させケアサービスを提供する短期入所事業、障害者に就労の機会を提供し必要な訓練を行い、生産・その他の活動の場を提供する就労継続支援事業を行うことにより、障害者が地域での自立生活を実現していく事を援けて、地域障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年10月10日

山形県庄内総合支庁長 佐 藤 嘉 高

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1 山形県庄内総合支庁1階入札室
  - (2) 日時 平成26年11月20日（木） 午後1時10分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 800,000キログラム
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
  - (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。  
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

東田川郡三川町大字横山宇袖東19番地の1 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係  
電話番号0235(66)5581

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年11月4日（火）午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 800, 000 kg

(2) Time-limit for tender: 1:10 P.M. November 20, 2014

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Construction Department, Yamagata Shonai Government, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL 0235(66)5581

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成26年10月29日（水） 午後1時
- 2 場 所 村山市楯岡笛田四丁目5番1号  
村山総合支庁北庁舎4階入札室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
村山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに村山市役所に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部北村山道路計画課に平成26年10月24日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成26年10月29日（水） 午後7時
- 2 場 所 村山市楯岡笛田四丁目5番1号  
村山総合支庁北庁舎4階入札室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
東根都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに東根市役所に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部北村山道路計画課に平成26年10月24日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日時 平成26年10月29日（水） 午後3時
- 2 場所 村山市楯岡笛田四丁目5番1号  
村山総合支庁北庁舎4階入札室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
尾花沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに尾花沢市役所に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部北村山道路計画課に平成26年10月24日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日時 平成26年10月29日（水） 午後5時
- 2 場所 村山市楯岡笛田四丁目5番1号  
村山総合支庁北庁舎4階入札室
- 3 都市計画の変更の案の概要  
大石田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに大石田町役場に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部北村山道路計画課に平成26年10月24日（金）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。